

議案第80号

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する
条例

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を別紙のように改正
する。

平成24年11月29日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

一般廃棄物処理手数料の適正化を図るため、本案を提出するものであります。

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する
条例

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1動物の死体の項中「2,500」を「3,000」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考												
<p>別表第1（第45条関係） 一般廃棄物処理手数料</p> <table border="1" data-bbox="170 360 887 533"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>動物の死体</td> <td>1体につき <u>3,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>付 則 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	区分	手数料（円）	省略		動物の死体	1体につき <u>3,000</u>	<p>別表第1（第45条関係） 一般廃棄物処理手数料</p> <table border="1" data-bbox="1016 360 1715 533"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>動物の死体</td> <td>1体につき <u>2,500</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料（円）	省略		動物の死体	1体につき <u>2,500</u>	<p>動物の死体の処分に係る一般廃棄物処理手数料の改定</p>
区分	手数料（円）													
省略														
動物の死体	1体につき <u>3,000</u>													
区分	手数料（円）													
省略														
動物の死体	1体につき <u>2,500</u>													